

令和4年度当初予算「品目団体輸出力強化支援事業」Q&A

令和4年2月7日作成

2月15日更新

【事業実施の手続きについて】

1. イベント中止などをやむを得ない理由によるキャンセル料金は経費として計上できるか。

「国からの渡航禁止令」、「主催者によるイベント中止」などやむを得ない理由で旅費等のキャンセル料が発生した場合は、補助の対象です。事業実施者の自己都合・判断による旅費等のキャンセル料は補助の対象外です。

また、やむを得ない理由での、イベントの中止や開催国の変更等に伴い、事業目的、成果目標の変更がある場合は、変更の届出が必要です。

2. 令和3年度補正予算「品目団体輸出力強化緊急支援事業」との関係いかん。既に令和3年度補正予算「品目団体輸出力強化緊急支援事業」に採択されている場合、本事業（品目団体輸出力強化支援事業）には申請出来ない等の制約が課されるのか。

本事業と「品目団体輸出力強化緊急支援事業」について、両方申請することは妨げません。

なお、申請時に、両方に申請する必要性や理由等について、説明を求めることがあります。

3. 本事業（品目団体輸出力強化支援事業）と令和3年度補正予算「品目団体輸出力強化緊急支援事業」の両方を申請する場合、本事業の事業目標は、「品目団体輸出力強化緊急支援事業」で立てた目標を上回る必要があるのか。

本事業における、目標は「品目団体輸出力強化緊急支援事業」と同じく、(1) 輸出額、輸出量、輸出額または輸出量増加割合（目標年は原則2025年）又は(2) 各事業メニューにおける成果目標の選択制となっています。

「品目団体輸出力強化緊急支援事業」において、(1)の目標を設定している場合、目標年である2025年の成果目標達成に向け、必要な取組を行うのであれば、成果目標の変更は必須ではありません。

(2) の目標を設定している場合は、事業を活用した取組毎の目標を記載することとなりますので、新たに本事業の目標を設定する必要があります。

【事業内容について】

4. 「第2 品目団体の定義」における、品目団体の定義に「全国規模で取り組む」とあるが、具体的にどのように判断されるのか。
また、(2) で「特定の地域の産品・商品に対して、差別的取扱いをするものではないこと」であるが、どういうことか。

「全国規模で取り組む」とは、本事業の目的の一つである、各輸出重点品目毎の関係者が一丸となった、オールジャパンとしてのプロモーション等に取り組む体制があることを指します。

このため、申請者には、「構成員等の輸出額が日本の輸出額の相当数を占めている」、「輸出産地リストに掲載されている者のうち概ねの者が構成員等となっている」等、構成員等が、産地や製造者等のごく一部の者に偏ることなく、幅広い者を含むことが求められます。なお、主要な関係者が幅広く含まれていることが重要であり、主要な産地や製造者が日本の一部に限られている品目に対して、「日本全国の関係者を含むこと」を求めるものではありません。

構成員に偏りが無いか等は、申請時に提出していただく会員名簿等で確認しますが、必要に応じて、追加で資料の提出や説明を求めることもありますのでご承知おきください。

「特定の地域の産品・商品に対して、差別的取扱いをするものではないこと」とは、事業実施主体への入会を希望する者に対する不当な加入制限や構成員の不当な除名を行わないこと、また、合理的な理由なく、一部の地域の産品・商品を優遇したり、一部の構成員等のみが受益するような活動を行ったりしないことを指します。

判断に迷う場合は、個別にお問い合わせください。

5. 別表1の事業内容に記載されている「事業実施主体が業界を取りまとめ、主体となって」とは具体的にどのようなことを行えば良いのか。

事業実施主体が、構成員の要望等を把握の上、事業を企画し、計画を作成していただく必要があります。構成員が個別に作成した事業計画を取りまとめてそのまま提出する等はこれに該当しないと考えています。

6. 対象品目は輸出拡大実行戦略に掲げられた輸出重点品目のみか。

本事業の対象品目は、原則として、輸出拡大実行戦略に掲げられた輸出重点品目です。

ただし、輸出重点品目以外の品目も含めてプロモーション等を実施した方が、輸出重点品目の輸出拡大に向けて、より効果的であることが明確な場合は、輸出重点品目以外の品目を含むことを妨げません。

7. 事業の対象国・地域は、輸出拡大実行戦略で特定されたターゲット国・地域のみか。

公募要領別表1の第1の1において「事業実施主体が輸出拡大に向け重点的に取り組む国・地域」と記載しているように、本事業では、事業実施主体が重点的に取り組む必要があるとした国・地域を対象とします。

8. 特定の産地・事業者のPRや、個々の産地の商標登録、偽装防止対策を行ってよいのか。

<PRについて>

特定の産地・事業者のみの輸出拡大を目的としたPRについては補助対象外です。ただし、日本の多種多様な産品・商品を紹介する一環として、産地・事業者のPRをする等、オールジャパンでの輸出拡大を目的とした取組であれば、補助対象となります。

<商標登録について>

個々の産地・事業者の産品・商品の商標登録は、補助対象外です。

<偽装防止対策について>

当該産地・事業者の産品・商品が他国産品に模倣されることで、日本産全体の毀損や評価低下につながっている場合は、補助対象とします。

9. 公募要領別表1の第1の3「業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等」は生産現場など一部分野の課題解決でもよいのか。また、特定産地、事業者のみを起用した実証でも構わないのか。

取り扱う課題については、その解決によって当該品目全体の輸出拡大につながるものであれば、生産現場など特定分野の課題であっても問題ありません。

また、実証等の実施にあたり、特定の産地や事業者のみが実証等の対象になる

ことは当然考えられますが、その成果が、同じ分野内の他産地や他事業者に広く裨益するのであれば問題ありません。

事業実施主体は、実証等の結果を構成員が広く活用できるよう、積極的な情報発信や勉強会の開催など普及に努めるようお願い致します。

10. 公募要領別表1の第1の2「海外等におけるジャパンプランドの確立」におけるプロモーションと4「海外等における販路開拓活動」におけるプロモーションの違いは何か。

2におけるプロモーションは、日本産農林水産物・食品の認知度向上やブランド力向上に向けて行う広告宣伝、情報発信等を指しています。

4におけるプロモーションは、販路開拓を目的とし、輸出額の増加等に直結する取組を指しています。

11. 公募要領別表1の第1の4「海外等における販路開拓活動」の「海外における販路開拓・需要拡大・品質管理等を行う専門家」は必ず海外に配置しなければならないのか。

また、7「輸出手続や商談等の専門家による支援」の専門家との違いは何か。

<配置について>

「海外における販路開拓・需要拡大・品質管理等を行う専門家」は、海外における販路開拓・需要拡大・品質管理等を行うことが可能であれば、配置する専門家の国籍、居住地は問いませんので、必ずしも海外に配置しなくても構いません。

<4と7の専門家との違いについて>

また、4の専門家は、海外における販路開拓活動をサポートする者、7の専門家は、事業実施主体の構成員等に対する輸出手続や規制対応等の相談対応を行う専門家を想定しています。

なお、7の専門家も国籍、国内在住か否かは問いません。

12. 公募要領別表1の5(1)「業界統一規格等の策定・普及」における業界統一規格とは、全ての構成員が一律に遵守しなければならない規格を指すのか。
また、輸出先国・地域やバイヤーが求める条件とあるが、それ以外には認められないのか。

本事業で言う「業界統一規格等」は、輸出先国・地域やバイヤーが求める条件等のうち、事業実施主体が、関係者が一体となって対応するべきと判断し、規格、

マニュアル、ガイドライン等を策定しているものを指します。

これらの内容は、輸出先国・地域やバイヤーごとに異なり、生産、輸送、販売の全ての段階に関する内容とはならない（例えば、B国向けの輸出品の栽培における農薬使用に関する基準など）可能性も当然あることから、必ずしも全ての構成員に遵守を一律に強制する規格とする必要はありません。

また、相手国バイヤーから明示的に求められている条件に限らず、事業実施主体が、輸出拡大に向け戦略的に必要だと判断した内容についての規格等の策定・普及も補助対象とします。

13. 公募要領別表1の5(2)「業界統一規格等の現場導入に向けた認証取得等支援」の取得支援対象は、業界で統一的に取得することにした認証だけなのか。

事業実施主体が構成員に対し、業界統一規格、団体推奨規格、マニュアル、ガイドライン等で構成員に取得する必要があると示した認証のみが支援対象です。

14. 公募要領別表1の6「国内事業者の水平連携に向けた体制整備」の水平連携とは何か。

本事業で言う水平連携とは、輸出に関わる関係者同士の連携のことであり、同業種同士（生産者同士、輸出商社同士等）、異業種同士（生産者と流通業者の連携など）は問いません。

支援対象として、例えば、複数産地で取り組むリレー出荷の実現に向けた検討会・勉強会の開催や、海外バイヤーが求める量を1事業者では満たせない場合、同一産品を輸出する国内事業者を探すための情報データベース（国内輸出商社や産地ごとの取扱品目、出荷可能時期、有機対応か否かなど）の構築、これまで商談会に参加した海外バイヤー情報のデータベースの構築などが想定されます。

15. 公募要領別表1の8「新規輸出国開拓に向けた調査及び輸送試験」の「新たに輸出拡大が見込まれる輸出先国・地域」の定義とは何か。

事業実施主体が取り扱う品目について、業界全体として、これまで主要なターゲット国・地域としてこなかったものの、更なる輸出拡大に向けて、事業実施主体が、今後重要性が増す市場として選定し、新たに輸出促進活動を行う必要があると判断した国・地域のことです。その際、必ずしもこれまでの輸出実績がゼロである必要はありません。

また、今まで輸出実績がある国の新たな輸出先地域に対する調査及び輸送試験

等も補助対象となります。

なお、品質の維持・管理を目的とした輸送試験等を行う場合、コールドチェーンを確保するため、国内外の冷蔵施設等の賃借料も補助の対象となります。

【対象経費について】

16. PCR 検査、査証は対象経費か。 (R4.2/15 更新)

補助事業の実施に当たり、相手国に入国する場合に求められる PCR 検査等の費用（証明書発行料金含む。）については、補助事業遂行に必要なものである（入国しないと商談等補助事業が行えないと判断できる場合）ため、補助対象経費です。

ただし、補助事業での相手国への入国等、真に必要なものに限り、補助事業に要する補助率を適用します。

事業実施状況の報告の際、検査したことを示す領収書や相手国の公的機関などに提出する証明書の写しを添付していただくことになります。

査証については、事業実施主体の職員が、補助事業の実施に当たって取得する場合に限り、補助対象とします。なお、調査・研究等を目的とし、事業実施主体が契約した専門家、有識者、講師等については、当該渡航において、事業実施主体の依頼した活動以外は一切行わない場合、職員と同等とみなし、補助対象とすることができます。ただし、事業実施主体が依頼した場合でも、当該渡航において、当人及び当人の属する組織に利益が生じるような、日本産農産物・食品の販売や商談等を行う場合は補助対象外とします。判断に迷う場合は、個別にお問い合わせください。

パスポートの取得に要する経費は補助対象外です。(参照:公募要領第7の11)

17. 偽装防止対策の具体的な対象経費は何か。

調査及び権利行使等を実施する国において、対象産品・商品に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権を保持しているか、ライセンス許諾を受けている場合に行う、以下の1～5の取組に係る経費が対象となります。

1. 模倣品の製造元や流通経路等を把握するための調査費用（サンプル購入費、や鑑定費を含む）
2. 調査結果に基づく、模倣品業者への警告文作成、行政摘発
3. 調査結果に基づく、模倣品販売ウェブサイトの削除申請、税関登録、税関差止請求等

4. 自ら提起する係争活動（異議申立、無効・取消審判、訴訟）及び和解に要する経費（係争の結果支払うこととなった損害賠償額、和解金、拒絶査定不服審判及び商標買取費用は除く）
5. 1～4にかかる代理人（調査会社、弁護士、弁理士等）費用

18. 出展する海外見本市・展示会に関する制約はあるか。また、自治体やJETROが補助事業を活用して行う見本市等への出展に本事業を活用することは可能か。

出展する見本市・展示会に制約はありません。

ただし、国の補助事業については、全く同一の取組に要する経費として、複数の事業の補助を受けることは、二重補助として禁止されています。

このような二重補助に当たらない内容かつ、自治体やJETRO等の主催者が定める要件や制限等に抵触しない場合、本事業の活用が可能です。

19. 輸送保険、PL保険、海外見本市等参加に係る損害賠償保険は対象か。

補助対象です。

20. 事業実施主体が、PRや販売実証等に用いる試食用食材等（サンプル）を調達する際、市販されているものを調達してもよいのか。

本事業において配布するサンプルは、事業実施主体が、市販品ではなく、PRや販売実証等に参加する事業実施主体構成員（生産者、メーカー等）から直接調達すること等を想定しています。

21. PR等を目的とした粗品やノベルティグッズ等は、補助対象となるか。

公募要領の第7「申請できない経費」の5において、「日本産農林水産物・食品のPR等を目的としない飲食費及び粗品やノベルティグッズ等の経費」と記載している通り、日本産農林水産物・食品のPRが目的の場合、補助対象です。

なお、当然ながら、本事業の成果目標の達成に必要なかつ効果的なことが説明可能であり、本事業に真に必要な数量に限ります。

22. 事務所の賃借料は対象か。

公募要領の別表2の「賃借料及び使用料」の欄に「事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料とします。(事業実施主体が所有するものを使用する場合を除きます。)」と記載しているとおり、本事業を実施するために直接必要で、事業実施主体が所有しておらず、本事業の対象として明確に区分できる場合は、事業実施期間内において、補助対象となります。